

海上自衛隊呉地方総監部
新青山南宿舎（仮称）整備事業及び
新青山中央宿舎（仮称）整備事業

基本協定書（案）

令和7年8月

中国四国防衛局

海上自衛隊呉地方総監部新青山南宿舎（仮称）整備事業及び新青山中央宿舎（仮称）整備事業に関する基本協定書（案）

海上自衛隊呉地方総監部新青山南宿舎（仮称）整備事業及び新青山中央宿舎（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と●グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する基本事項、公務員宿舎の設計、建設、維持管理及び以上にかかる資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る事業者選定委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、事業契約締結までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として事業予定者を民間事業者提案に従って設立し、その商業登記履歴事項証明書の原本、印鑑証明書の原本、株主名簿の原本証明付写し及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出する。

2 前項の場合、乙の代表企業●は、必ず事業予定者に出資するものとし、構成企業が保有する議決権の合計割合は、全体の50%を超えるものとする。

3 乙は、本事業の終了に至るまで、事業予定者に関し、次のとおり、本事業に係る入札手続において行った提案事項（配当制限、内部留保、監査手続を含むが、これらに限られない。）を遵守して事業予定者を運営するものとする。その他民間事業者提案による運営を行う。

（※ 以下、民間事業者提案で提案された提案事項を定める。）

（株式の譲渡等）

第4条 乙は、本事業が終了するときまで、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分をしてはならない。

2 前項の定めるところに従って甲の事前の書面による承諾を得て前項のいずれかの行為を行った構成企業は、当該行為に係る第三者との間の契約書の写し、当該行為後の事業予定者の株主名簿の写し、商業登記履歴事項全部証明書その他甲が必要とする書面を、その行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

（業務の委託、請負）

第5条 事業予定者は、設計に係る業務を●に、維持管理に係る業務を●にそれぞれ委託し、建設に係る業務を●に請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約締結までに、前項に定める設計、建設及び維持管理の各業務を委託する者又は請け負わせる者と事業予定者との間で、かかる各業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書の写し等各業務を委

託し又は請け負わせたことを証する書面を甲に提出する。

- 3 第1項により事業予定者から設計又は維持管理に係る業務の委託を受け、又は建設に係る業務を請け負った者は、委託を受け又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、事業契約を、令和8年3月下旬を目途に（ただし、遅くとも本基本協定締結日が属する会計年度の末日の前日までとする。）、甲と事業予定者間で締結させるものとする。ただし、以下のいずれかのときは、事業契約を締結しない。

- (1) 乙又は乙の構成員に以下の各号の事由が生じたとき。

ア 事業契約に関し、乙又は乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙の構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙若しくは乙の構成員又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙又は乙の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 事業契約に関し、乙又は乙の構成員の役員若しくは使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (2) 乙又は乙の構成員が以下のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙又は乙の構成員が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙又は乙の構成員が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙又は乙の構成員が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲がかかる乙又は乙の構成員に対して当該契約の解除を求め、かかる乙又は乙の構成員がこれに従わなかったとき。

(3) 乙又は乙の構成員のいずれかが本事業の入札説明書第4の1「(2)入札参加者の入札参加要件」及び「(3)入札参加者の資格等要件」に定める要件のいずれかを満たさないこととなったとき。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者全員から別紙2の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。

4 甲は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、乙又は事業予定者に対し、本事業に係る落札金額の100分の5に相当する金額を請求することができる。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約の不調)

第8条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項又は第9条に規定する金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(違約金)

第9条 乙は、第6条第1項ただし書の各号の事由が生じたときは、連帯して、甲の請求に基づき、事業契約に定められた契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、いずれかの乙の構成員が当該事由に該当しないことを立証した場合は、当該構成員については、この限りでない。

2 乙は、事業契約に関し、次のいずれかに該当したときは、連帯して、甲の請求に基づき、それぞれ前項に規定する事業契約に定められた契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、いずれかの乙の構成員が当該事由に該当しないことを立証した場合は、当該構成員については、この限りでない。

(1) 第6条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第

7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第6条第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の構成員が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 第6条第1項第4号に該当する場合であって、同項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(4) 第6条第1項第4号に該当する場合であって、乙又は乙の構成員が甲に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、事業契約の締結及び履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。ただし、同額の違約金を事業契約に基づき事業予定者が甲に支払った場合は、この限りでない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(有効期間)

第10条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結日から事業契約に基づく事業予定者の全ての義務の履行完了日までとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、自己の役員若しくは従業員若しくは自己の代理人又は乙に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタントを除き、本基本協定の遂行過程で知り得た甲の秘密に属する事項及び入居者に関する情報（個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定義された意味とする。以下同じ）を含むが、これに限られない。）を他に漏らしてはならない。ただし、本事業の実施に付随し、又は関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従うものとする。

2 甲は、公務員その他法令上守秘義務を負う者又は自己の代理人若しくはコンサルタントを除き、本基本協定の遂行過程で知り得た乙及び乙の業務を受託し若しくは請け負う者の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。ただし、甲は、設計図書、完成図書、維持管理計画、業務日誌、業務報告書その他事業契約に基づき事業予定者が甲に提出した書類、記録その他の資料については、甲は、本事業の遂行に必要な場合（事業契約の終了後に乙以外の第三者に本事業を引き継がせる場合を含む。）には、その限度で、これを第三者に開示することができる。

(疑義に関する協議)

第12条 甲及び乙は、本基本協定の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

(裁判管轄)

第13条 本基本協定に関する訴訟は、広島地方裁判所に提起するものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者

支出負担行為担当官 中国四国防衛局長 ●● ●●

●グループ

●社（代表企業）
代表者

●社
代表者

●社
代表者

●社
代表者

別紙1（第6条関係）

出資者保証書の様式

令和●年●月●日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 ●● ●● 様

出 資 者 保 証 書

発注者及び【●※事業予定者】（以下「事業者」という。）間で令和●年●月●日付けで締結された海上自衛隊呉地方総監部新青山南宿舎（仮称）整備事業及び新青山中央宿舎（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である●グループ（以下「落札者」という。）の構成員のうち、事業者に出資を行った●社、●社、●社及び●社（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、発注者に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

記

1. 事業者が、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
2. 本日現在、事業者の発行済株式総数は、●株であり、そのうち●株を、構成企業が保有し、その内訳は、●株は●社、●株は●社、●株は●社、●株は●社であること。
落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式数は、●株であり、その内訳は、●株は●社、●株は●社であること。
3. 事業者が本事業の実施に係る資金調達を目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で行うこと。この場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書及び当該融資契約書の写しを、その締結後速やかに、発注者に対して提出すること。
4. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業が終了するときまで、事業者の株式を保有するものとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
5. 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約書第37条の契約不適合責任期間の経過後まで解散しないこと。ただし、発注者が事前に承諾した場合、又は発注者が承諾した第三者が、事業者が同37条に基づき負う契約不適合責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以上

●社
代表者

●社
代表者

●社
代表者

●社
代表者

別紙2（第6条関係）

誓約書の様式

令和●年●月●日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 ●● ●● 様

誓約書

当社は、本日現在、【●※事業予定者】の株式●株を、保有しています。当社は、保有する同社の株式を譲渡する場合には、事前に発注者に対して通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、発注者に提出します。

住所

氏名

●社

代表者